入 札 説 明 書

大阪市消防局長 橋口博之

令和7年10月17日(金) 事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり執行する。

1. 入札に	 付する事項		
(1)	案件名称	モバイル端末管理ソフトウェア利用 (その3)	
(2)	仕様等	「モバイル端末管理ソフトウェア利用(その3) 仕様書」のとおり	
(3)	契約条項	「サービス(ライセンス)利用契約書」のとおり	
(4)	利用期間	令和7年11月14日~令和8年3月31日	
(5)	利用場所	本市指定場所	
(6)	入札方法	事後審査型制限付一般競争入札(入札方式は紙入札とする)	
2. 日程		<u> </u>	
(1)	公告日	令和7年10月17日(金)	
(2)	質問受付期間	公告日~令和7年10月21日(火) 午後5時00分	
(3)	質問回答期間	令和7年10月23日(木)午前10時00分~令和7年10月28日(火)午後5時00分	
(4)	開札予定日時	令和7年10月28日(火)午前11時00分	
(5)	落札決定通知予定日	令和7年10月28日(火)	
3. 担当		•	
(1)	入札執行・契約担当 ※入札に関する照会先	消防局総務部総務課(調達) 〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 4階 電話番号: 06-4393-6050 FAX番号: 06-6582-2864	
(2)	事業担当	電子メールアドレス : <u>shobo-keiyaku@city.osaka.lg.jp</u> 消防局予防部規制課(規制) 〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 3階 電 話 番 号 : 06-4393-6242	
4. 入札参	加資格		
(1)	地方自治法施行令(昭和22年	年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること	
(2)	(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと		
(3)	(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも当しないこと (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に次の種目を登録していること 「12賃貸 02事務用品賃貸 02情報処理用機器」または「13その他代行 16電気通信事業 01電気通信事業」 (5) 必要な許認可(登録)、その他実績要件等は不要とする。		
(4)			
(5)			
5. 質問事	頃の受付・締切・回答		
(1)	質問方法	「モバイル端末管理ソフトウェア利用(その3) 質問票」に必要事項を記載し、電子メール 又はFAXにより、3(1)入札執行・契約担当宛て送信すること。送信後、電話で受信確認を行う こと。	
(2)	質問受付期間	公告日~令和7年10月21日(火)午後5時00分	
(3)	回答方法	質問回答日に当該公告本文内において掲載する。なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札までに内容を確認すること。	
(4)	質問回答掲載期間	令和7年10月23日(木)午前10時00分~令和7年10月28日(火)午後5時00分 ※大阪市ホームページの更新状況により若干前後する場合がある。	

6. 入札参加手続等

- (1) 入札参加申請は入札書の提出をもって入札参加申請とする。
- (2) 入札は紙により行う。「モバイル端末管理ソフトウェア利用(その3) 入札書」を使用するものとする。 ※郵便等による入札の場合は、令和7年10月27日(月)午後5時00分までに、3(1)入札執行・契約担当に必着のこと。なお、その場合は 二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して3(1)入札執行・契約担当宛て親展とし、内封筒に「入 札日、入札案件名称」を記載すること。
- (3) 入札書受付期間

令和7年10月28日(火)午前10時30分から午前11時00分(入札室は受付開始の約10分前から開場)

(4) 入札書提出場所等

大阪市西区九条南1-12-54 大阪市消防局5階入札室の入札箱に投函すること。

(5) 入札執行場所

大阪市西区九条南1-12-54 大阪市消防局5階入札室

- (6) 入札書は、入札金額、所在地、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
- (7) 入札書に記載する金額は、総額(概算契約案件の場合は予定数量による総額)を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (8) 開札日時

令和7年10月28日(火) 午前11時00分

(9) 入札の辞退

入札書提出後の辞退は認めない。

7. 落札者候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、くじの方法にあっては入札執行官の指示に従うこと。

8. 入札の無効について

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 入札書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9. その他事項

- (1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度は適用しないものとする。
- (2) 再入札は行わないものとする
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)入札執行・契約担当とする。
- (5) 契約にあたっては、「サービス(ライセンス)利用契約書」を作成すること。
- (6) 本件入札説明書における「契約規則」とは、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)をいう。また、「郵便等」とは契約規則第25条第2項に規定する郵便等のうち、書留郵便などの配達の記録が残るものを示す。
- (7) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (8) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (9) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「3. 担当(1)入札執行・契約担当」に入札説明書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。 誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。
 - また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (10) 落札者又は契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする時は、遅滞なく、3(1)入札執行・契約担当に入札説明書末尾添付の実績調書(契約保証金免除申請用)を提出すること。 契約保証金を納付しようとする時は、落札業者決定後速やかに3(1)入札執行・契約担当にて納付書の交付を受けること。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪市暴力団排除条例施 行規則(以下「規則」という。)に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利す ることとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していること を承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。		
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。		
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。		
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。		
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。		
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。		
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。		

案件名称:

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日生

受任者名

〇大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

- 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加する ために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に 準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公 共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、 当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約 相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人 等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることが できる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

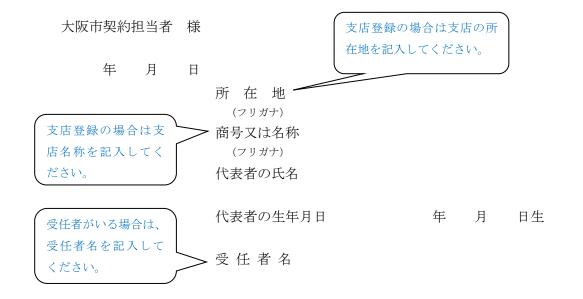
- 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所 その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材 又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪市暴力団排除条例施 行規則(以下「規則」という。)に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利す ることとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していること を承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。		
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。		
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。		
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。		
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約 書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。		
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。		
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。		

案件名称:



〇大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

- 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加する ために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に 準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公 共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、 当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約 相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人 等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることが できる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

- 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。) のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所 その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材 又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

大阪市契約担当者 様

主たる営業所 (又は支店等) の所在地

商号又は名称

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 (受任者の設定がある場合は受任者名とすること)

実績調書

1)	落札者となった 案件名称	
2	実績に係る案件名称	
3	契約金額	
4	発注者名	
(5)	契約日	
6	履行期限又は履行期間	
7	案件概要	
8	備考	

- ※ 開札日から過去2年の間に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること
- (注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)。
- (注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。
- ※ 契約実績は、落札者となった契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること
- ※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するペー
- ジ)及び仕様書の写し(業務内容がわかるページ)を添付すること

大阪市契約担当者 様

本市への提出日を記入してください。

主たる営業所 (又は支店等) の所在地

商号又は名称

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 (受任者の設定がある場合は受任者名とすること)

実績調書

1	落札者となった 案件名称	令和××年度 ○○○○事務所 ○○設備保守点検業務委託 ① 落札者となった案件名称を記載してください。
2	実績に係る案件名称	令和××年度 △△市立センター ○○設備保守点検業務委託 ② 契約保証金の免除対象となる実績の案件名称を記載してください。
3	契約金額	金X,XXX,XXX円 ③ 契約金額(税込)の50%以上であることが必要です。
4	発注者名	□□県△△市 ④ 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。 ※国文は地方公共団体の発注した契約実績に限ります。
(5)	契約日	令和××年5月20日 ⑤⑥ 添付する契約書の写しと一致する日付を記載してください。
6	履行期限又は履行期間	令和××年6月1日~令和××年10月31日
7	案件概要	□□県△△市立センターの○○設備保守点検を実施。 ⑦ 種類又は規模をほぼ同じくする契約であるかを確認できるよう、 実績の案件概要を記載してください。
8	備考	